別紙２

東通原子力発電所１号機の補助ボイラー（Ａ）および（Ｂ）に関する事象の根本原因と再発防止対策

分類	問題点	根本原因	再発防止対策	対応期日
内部コミュニケーションが不十分	原子力部の担当は、発電所の保修担当課からの問合せ内容（補助ボイラーの時期変更申請の要否）とその問い合わせ内容の趣旨に対する自分の理解（制度そのものに対する問い合わせと解釈）が異なっていることに気づかず、また関係者に相談・情報共有しなかった。 保修担当課は、原子力部の担当から「時期変更申請手続きが不要」という回答を得て、補助ボイラーの時期変更申請手続きが不要と判断した。	原子力部門として発電所からの問合せ、回答に対する仕組みが不十分だった。	法令、内規、制度変更などの発電所を運営するうえで遵守すべき内容に係る問合せ・回答については、当事者間で共通認識をもち、関係者間で確認するための仕組みを構築する。	平成２１年１１月
	原子力部には、内規の解釈が記載してある資料は存在したが、原子力部の担当は検討段階のものと思い、この資料を発電所へ伝えなかった。	原子力部では、法令、内規に係る解釈のような重要な情報を扱うルールが明確になっていなかった。	法令、内規、制度変更などの発電所を運営するうえで遵守すべき内容については、原子力部と法務部門が連携し、的確に解釈したうえで発電所が理解できるように情報伝達することをルール化し明確にする。	平成２１年１１月
ボイラー・タービン主任技術者の職務等が不明確	保修担当課は、補助ボイラーの時期変更申請手続きを不要と判断した時点で、その旨をボイラー・タービン主任技術者に報告しなかった。	ボイラー・タービン主任技術者が行うべき保安の監督に関するプロセスが不明確だった。	ボイラー・タービン主任技術者が電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督を確実に行えるようプロセスを明確にする。	平成２２年３月 （暫定措置 平成２１年１１月）